

認定農業者への主な補助・支援策

補助・支援策	内 容	お問い合わせ先
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置	人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者や、農地中間管理機構から農地を借り受けた認定農業者は、日本政策金融公庫が貸し付ける農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）が貸付当初5年間、実質無利子になる。	日本政策金融公庫長野支店 (026-233-2152) 若しくは 最寄りのJA、銀行
経営所得安定対策	認定農業者、集落営農、認定新規就農者は、①麦・大豆等のコスト割れを補てんする畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、②米、麦、大豆等の収入減少に対するセーフティネット対策の米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策）の保険的制度へ加入することができる。	関東農政局長野県拠点経営所得安定対策チーム（026-234-5575）
農業経営基盤強化準備金制度	経営所得安定対策の交付金を積み立てた場合、この積立金を個人は必要経費に、法人は損金に算入できる。 さらに5年以内にこの積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能。	
農業者年金の保険料支援	39歳までに加入し、農業所得が900万円以下の青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等に、月額2万円（固定）の保険料のうち1万円～4千円/月の補助がされる。（最大20年）	長野県農業会議農業委員会ネットワーク機構（026-217-0291） 若しくは 小布施町農業委員会事務局 (026-214-9104)
担い手支援農地売買事業	農地中間管理機構（長野県農業開発公社）をとおして農地を取得する場合、機構（公社）が一時的に農地を所有する間の利子が補給される。	長野県農業開発公社 (026-217-6907)

国

補助・支援策		内 容	お問い合わせ先
国	利用権設定事業の活用	規模拡大や経営管理の合理化等を進める認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体は利用権設定事業を活用できる。	長野県農業開発公社 (026-217-6907) 若しくは 小布施町農業委員会事務局 (026-214-9115)
		○農地法の許可が不要で、利用権設定の手続きが容易。	
		○定期の賃貸権であり、その期間が終了すれば賃貸借は自動的に終了し、確実に返還されます。再度、利用権を設定することで、継続して貸すことも可能。(出し手)	
		○農地を買った場合、不動産取得税、登録免許税が軽減される。(受け手)	
		○市街化区域以外の農用地等の農地を譲渡した場合、譲与所得について最大800万円の特別控除が認められる。(出し手)	
長野県	親元就農者支援の助成	親元で新規就農する者に最大30万円を助成する。親側が認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体のいずれかであることが要件。	長野県農業担い手育成基金 (026-236-3702)
小布施町	収入保険の保険料助成	認定農業者、認定新規就農者は、自然災害、価格の低下など、農業の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少に対して補填される「農業経営収入保険」の掛捨て保険料の50%を補助する。(上限額5万円)	長野県農業共済組合北信支所 (026-219-2893) 若しくは 小布施町産業振興課 (026-214-9115)
	荒廃農地再生の支援	荒廃農地の再生及び利活用のため農地の再生作業を実施する認定農業者、認定新規就農者に対して、経費の一部を補助する。(上限額10万円)	小布施町産業振興課 (026-214-9115)

※各補助・支援策を受けるためには、認定農業者であることの他に細かい要件があります。詳しくは各お問い合わせ先にお尋ねください。